

事務連絡
令和2年3月25日

海運事業者 各位

上天草市経済振興部産業政策課

上天草市海運振興対策に係る補助金の活用について（お知らせ）

日頃から、本市の基幹産業である海運業の振興にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、上天草市では海運事業者の担い手不足を解消し、経営の安定・拡大を図ることを目的として、「上天草市の海運振興対策に係る6つの補助メニュー」を策定しています。

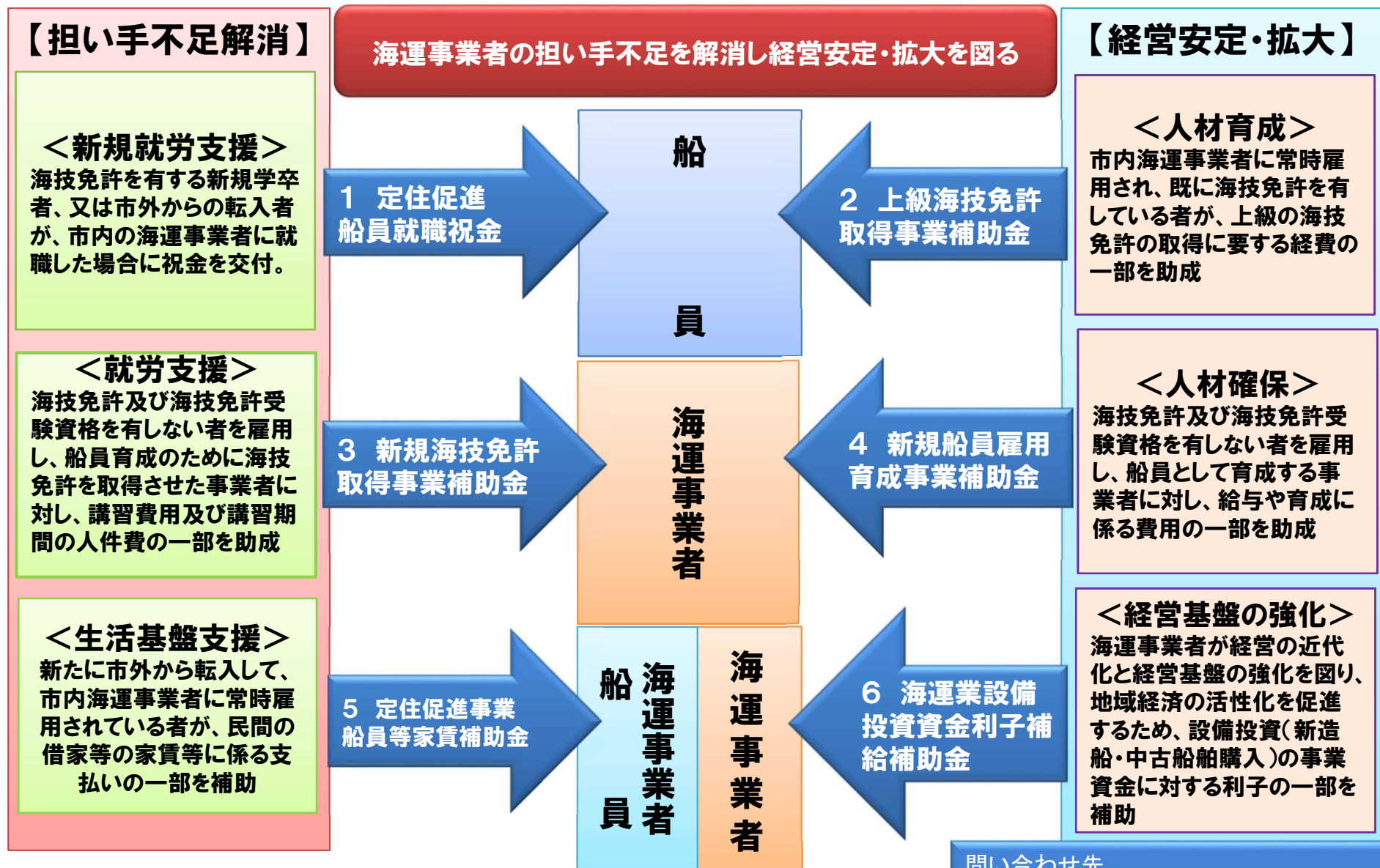
別添の補助メニューの冊子については、補助の対象者や申請時期、交付額、要件等を示したものとなっておりますので、内容等ご確認いただき、ご活用ください。

なお、各補助メニューの内容詳細については、下記まで問い合わせ下さい。

上天草市経済振興部 産業政策課
商工振興係 担当：小松野（コマツノ）
TEL 0964-26-5531（直通）
FAX 0964-56-5107

上天草市の海運振興対策に係る6つの補助メニュー

令和2年3月23日
産業政策課作成



補助対象 海運事業者:上天草市に事業所を有する者、船員:上天草市民又は転入予定者

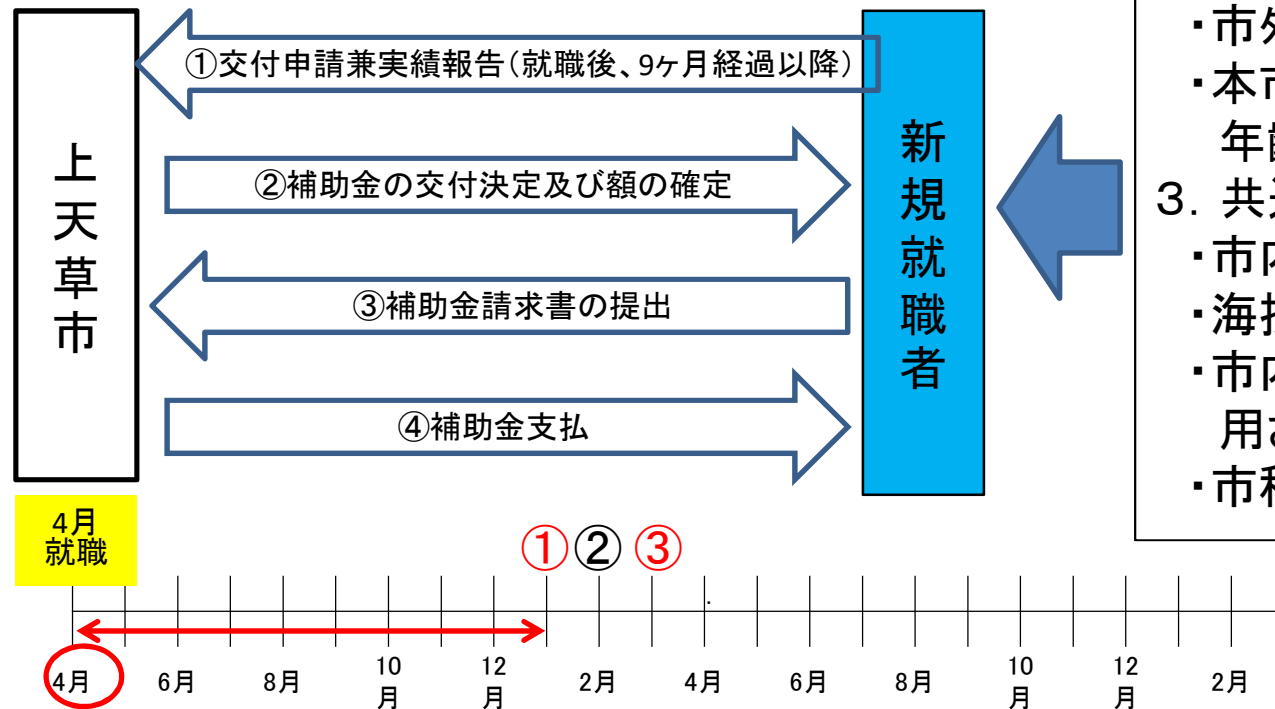
問い合わせ先
上天草市役所 経済振興部 産業政策課
TEL0964-26-5531

1 定住促進船員就職祝金

海技免許を有する新規学卒者、又は海技免許を有する市外からの転入者が市内海運事業者_{（※）}に就職した場合に祝金を交付する。

対象者：新規学卒者及び転入者（50歳以下）
交付額：10万円／人（1回限り）
申請時期：就職後、9ヶ月経過以降

1. 新規学卒者とは？
 - ・高校等卒業後3年以内
2. 転入者とは？
 - ・市外から転入した者
 - ・本市に住民登録をした日の年齢が50歳以下
3. 共通条件
 - ・市内に住所を有する者
 - ・海技免許を有する者
 - ・市内海運事業者_{（※）}に常時雇用されている者
 - ・市税等の滞納がない者



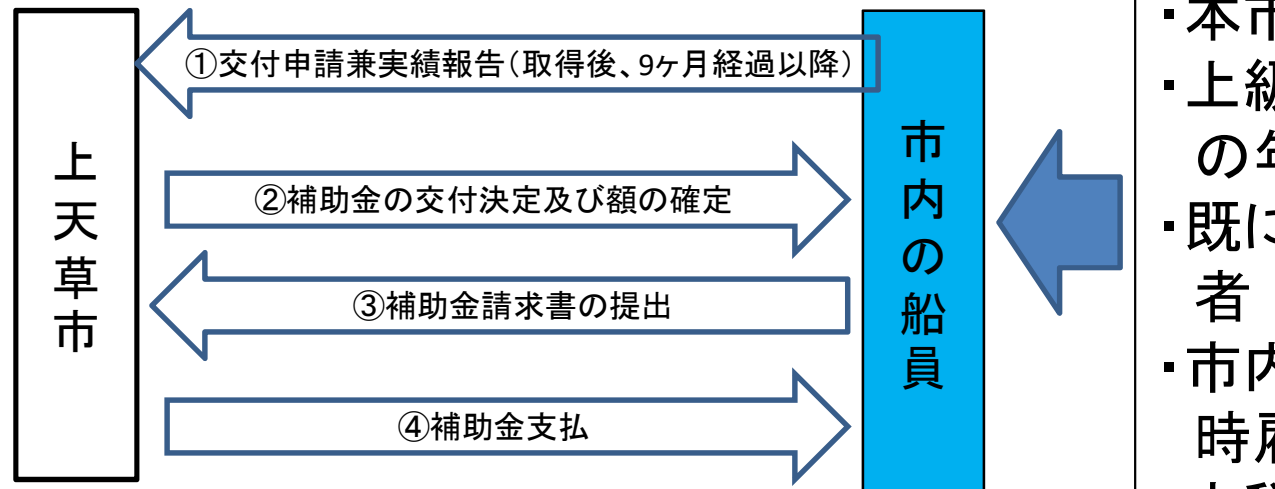
2 上級海技免許取得事業補助金

市内海運事業者[※]に常時雇用され、既に海技免許を有している者が、上級の海技免許の取得に要する経費の一部を補助する。

対象者：市内の船員（50歳以下）
対象経費：試験及び講習費（5万円上限）
申請時期：上級免許取得後、9ヶ月経過以降

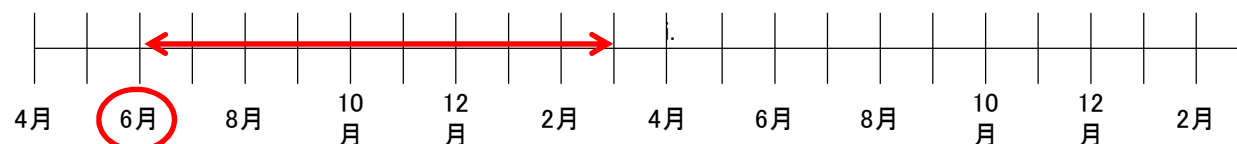
市内の船員とは？

- ・本市に住所を有する者
- ・上級海技免許取得時の年齢が50歳以下
- ・既に海技免許を有する者
- ・市内海運事業者に常時雇用されている者
- ・市税等の滞納がない者



上級資格取得
6月

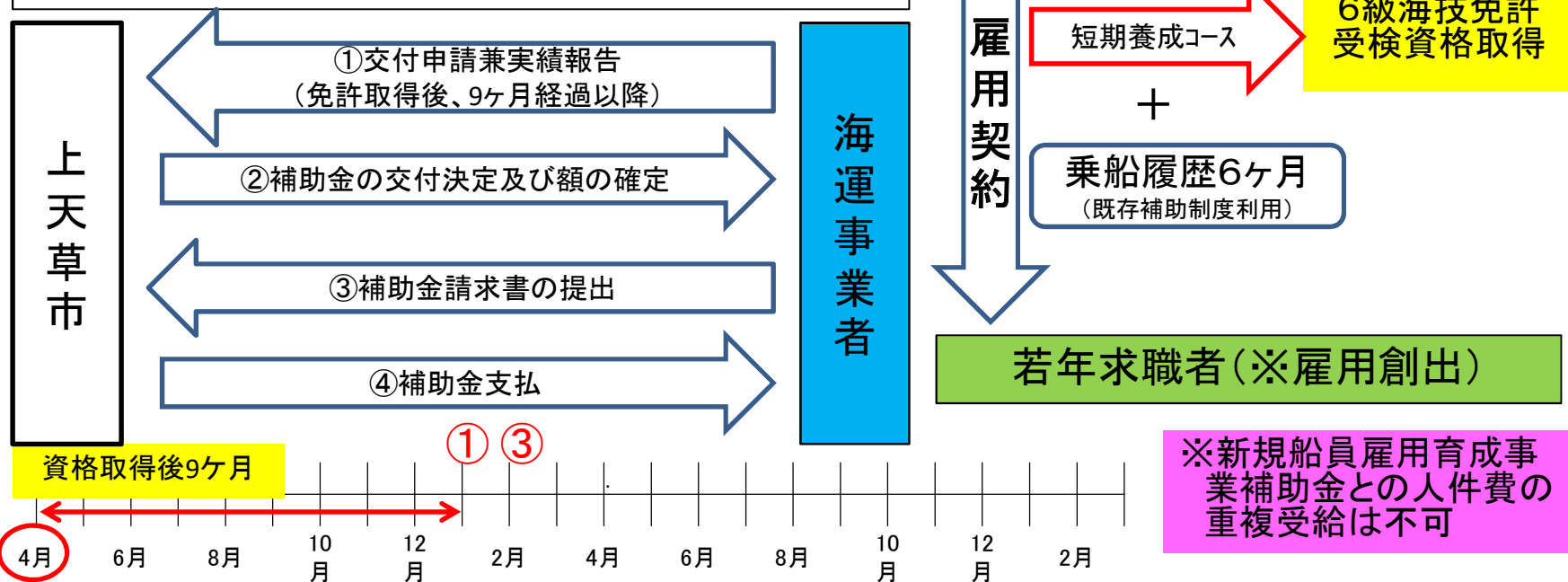
①②③



3 新規海技免許取得事業補助金

海技免許及び海技免許受験資格を有していない者(40歳未満)を雇用した市内海運事業者に対して、早期資格取得を目的とした短期養成コース受講及び乗船履歴取得後に、6級海技免許受験資格を取得した者に係る養成講座学費、交通費及び養成施設入学期間(5ヶ月)に係る人件費の一部を補助する。

対象者: 市内海運事業者
 対象経費: 講座学費及び人件費(70万円上限)
 申請時期: 海技免許取得後、9ヶ月経過以降



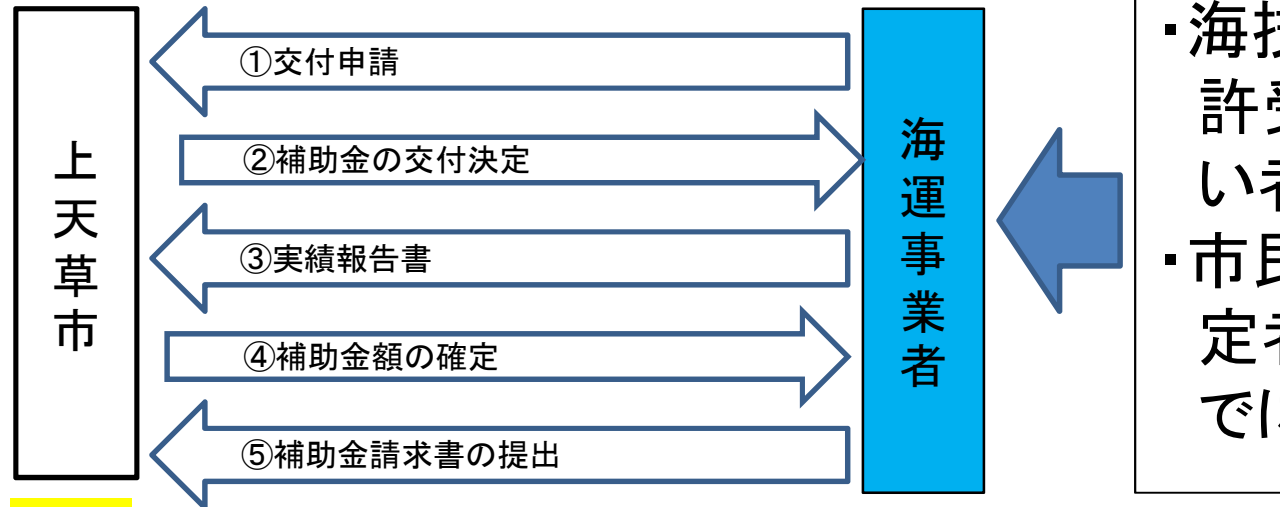
4 新規船員雇用育成事業補助金

海技免許及び海技免許受験資格を有しない者を新たに雇用し、船員として育成する事業者に対し、給与や育成に係る費用の一部を助成します。

対象者：市内海運事業者
交付額：一人当たり月額6万円(最大6カ月)
申請時期：雇用後に申請

雇用する船員の要件とは？

- ・海技免許及び海技免許受験資格を有しない者
- ・市民又は市内転入予定者(事業完了日までに市へ転入する者)



船員を雇用

①

③ ⑤



※新規海技免許取得事業補助金との基本給の重複受給は不可

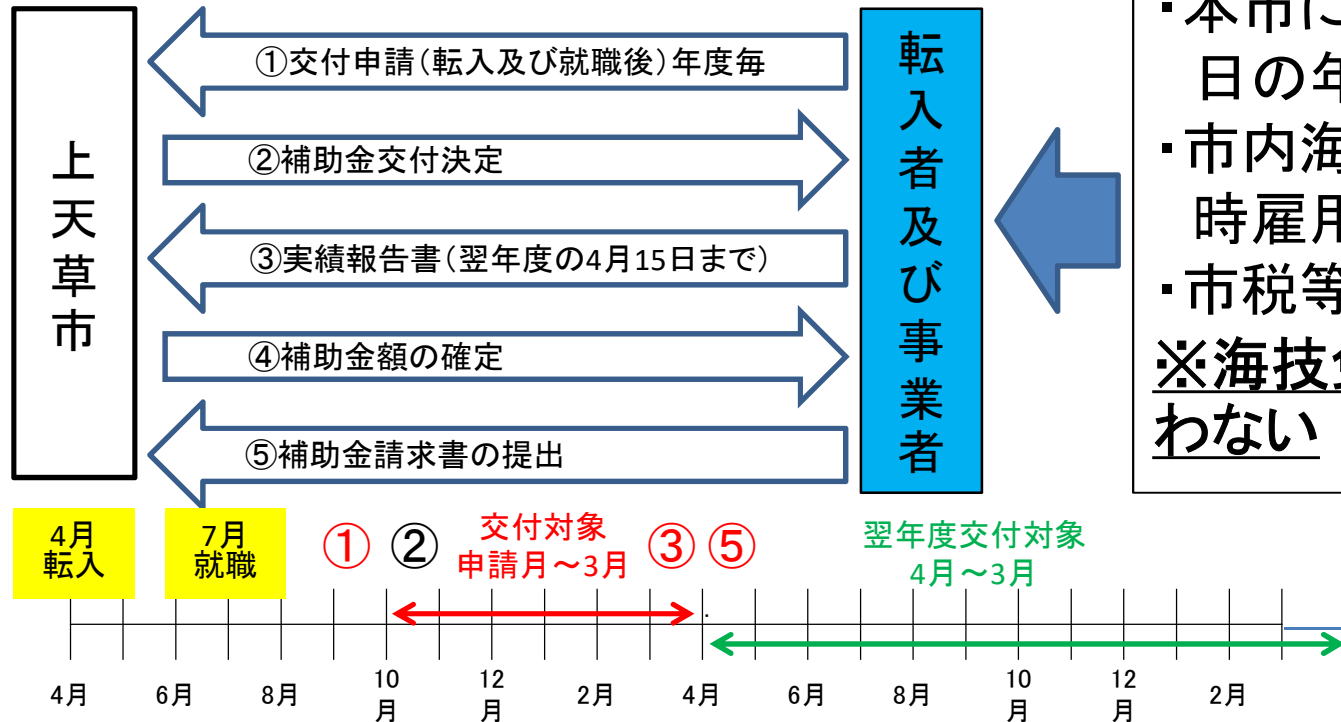
5 定住促進事業船員等家賃補助金

新たに市外から転入して、市内海運事業者に常時雇用されている者が、民間の借家等の家賃等に係る支払いの一部を補助する。

対象者：市外からの転入者(50歳以下)
 交付額：月額2万円(最大24月)
 申請時期：年度毎に申請

補助の対象は？

- ・初めて転入した者
 - ・本市に住民登録をした日の年齢が50歳以下
 - ・市内海運事業者に常時雇用されている者
 - ・市税等の滞納がない者
- ※海技免許の有無は問わない**



6 海運業設備投資資金利子補給補助金

海運事業者が経営の近代化と経営基盤の強化を図り、地域経済の活性化を促進するため、設備投資(新造船・中古船舶購入)の事業資金に対する利子の一部を補助する。

対象者: 市内海運事業者
対象経費: 資金利子30万円/年(60万上限)
申請時期: 年度毎に申請(2年間)

補助対象海運事業者とは？

- ・本市に主たる事業所を有する者
- ・船舶の船籍を本市に有する者
- ・市税等の滞納がない者

